

よくある質問【目次】

I. 申請に関すること

- ・申請全般[p.2] ・申請資格[p.3] ・システム申請[p.4] ・申請書類提出[p.4] ・家計基準[p.5]

II. 必要書類に関すること

- ・世帯構成[p.6] ・様式2～4[p.7] ・所得課税証明書[p.8] ・収入[p.9]
- ・就職・退職[p.11] ・奨学金[p.12] ・賃貸借契約書[p.12]

III. その他

- ・入学料・授業料の納入[p.12] ・申請取下げ[p.13] ・その他[p.14]

☆特によくある質問☆

Q20. 申請期間中に必要な証明書類が揃わないとため、申請書類の提出ができません。
締切を延長していただけませんか。

一般 私費 独立

できません。十分な周知期間をおいているので、申請期間中に全ての書類を揃えて申請してください。

A20. やむを得ない理由で間に合わない書類については、提出書類チェックリストシートの空欄にいつ頃提出可能であるか記入して、申請期間内に提出を完了させてください。未提出の書類は揃い次第、速やかに提出してください。

Q13. 前期に授業料免除申請を行いました。免除申請の対象となるのは、前期分・後期分の授業料ですか。

一般 私費 独立

A13. いいえ。前期・後期含めての免除申請は行っていません。各学期の申請期間に免除申請をしてください。ただし、申請年度前に授業料免除申請した学生は、後期申請時に必要書類を一部省略することができます。

Q42. 市役所で「所得課税証明書」の発行を申請したいのですが、所得証明書や課税証明書等の種類が複数あるため、どれを申請すればよいか分かりません。

一般 私費 独立

発行される市区町村により名称は異なりますが、「住民税課税・非課税の有無、給与・給与外所得別の収入金額、配偶者控除、扶養控除の人数や内訳」の記載があるものを発行依頼してください。

A42. ※前期申請時は前々年、後期申請時は前年の所得（収入）が記載されているもの。
(例) 2024年度前期申請時は2022年(1月～12月)分、

2024年度後期申請時は2023年(1月～12月)分の所得（収入）が記載されているもの。
なお、所得がない場合や非課税である場合でも、所得課税証明書の提出が必要です。

◆申請全般について

Q1. 入学料・授業料免除等の申請開始時の周知方法を教えてください。

一般 私費 独立

A1. 入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除の申請開始のご案内は、広島大学もみじHP及びMyもみじのお知らせ掲示板で行います。

Q2. 入学料・授業料を納入した後でも免除申請は可能ですか。

一般 私費 独立

A2. いいえ。入学料・授業料を納入した場合、申請はできません。申請済みの場合は取り下げていただく必要があるので、学生生活支援グループ（授業料免除担当）までご連絡ください。

Q3. 入学料免除と授業料免除の両方を申請する予定ですが、システム申請や書類がそれぞれ必要ですか。

一般 私費 独立

A3. いいえ。システム申請時には「両方」を選択してください。書類は2部提出する必要はありません。

Q4. 入学料免除申請と入学料徴収猶予申請の併願はできますか。

一般 私費 独立

A4. いいえ。入学料免除申請と入学料徴収猶予申請の併願はできません。
(授業料免除との併願は可能です。)

Q5. 3月（後期は9月）に広島大学大学院〇〇研究科博士課程前期を修了し、4月（後期は10月）から同大学院研究科博士課程後期に内部進学する場合の申請期間を教えてください。

一般 私費 独立

A5. 必ず新入生（4月（後期は10月）入学者）の期間中に申請をしてください。修了前の在学生が申請した場合、申請は無効となりますので予めご了承ください。学部から大学院博士課程前期への内部進学も同様です。

Q6. 別の学部や学科へ転学した場合、4月（後期は10月）入学者（新入生）として申請すべきですか。

一般 私費 独立

A6. いいえ。在学生の申請期間内に申請してください。

Q7. 申請書類の内容を事前に確認していただきたいです。

一般 私費 独立

A7. 原則、事前に申請書類の内容確認は行っておりません。
質問事項等があれば、もみじHPに記載のお問合せフォームよりご質問ください。

Q8. 提出した申請書類に不備や不足があれば、いつ頃連絡がありますか。

一般 私費 独立

A8. 1,000件近くの申請書類を1件ずつ確認しているため、前期は5月下旬以降、後期は11月下旬以降の連絡になる可能性があります。

Q9. 不足書類等について学生生活支援グループから連絡がありましたか、指定された期限までに提出できません。どうすればいいですか。

一般 私費 独立

A9. 提出期限内に学生生活支援グループ（授業料免除担当）にメールで提出可能日を連絡してください。時期によっては、審査結果発表に間に合わない理由から期限の延長ができない場合もありますので、必ず連絡をしてください。

Q10. 申請期限を過ぎてしまいましたが、期間終了後でも免除申請は受け付けてもらえますか。

一般 私費 独立

A10. いいえ。申請期限を過ぎた場合はいかなる理由であっても受付できません。受付時間も厳守します。正しく期限内に申請した方に不利益や不公平が生じないようにするためにです。しかし、申請期間後に家計の急変が生じた場合は、速やかに学生生活支援グループ（授業料免除担当）に相談してください。時期により、審査結果発表に間に合わない理由から申請ができない場合もあります。

Q11. 留学や学外での実習などで申請期間中に申請できない場合、どうすればいいですか。

一般 独立

A11. 学生生活支援グループ（授業料免除担当）へご連絡ください。システム申請は申請者（学生本人）が行い、書類提出は日本にいるご家族に郵送等の対応を依頼して、期限までに手続を完了するようにしてください。郵送する場合、レターパック、簡易書留郵便等の追跡可能な方法で提出してください。

Q12. 提出した申請書・証明書類を確認できますか。また書類は返却してもらえますか。

一般 私費 独立

A12. いいえ。提出後に申請書・証明書類の閲覧・返却はできません。原本提出ではないものは、必ずコピーで提出してください。

Q13. 前期に授業料免除申請を行いました。免除申請の対象となるのは、前期分・後期分の授業料ですか。

一般 私費 独立

A13. いいえ。前期・後期含めての免除申請は行っていません。各学期の申請期間に免除申請をしてください。ただし、申請年度前期に授業料免除申請した学生は、後期申請時に必要書類を一部省略することができます。

◆申請資格について

Q14. 申請年度において標準修業年限を超過しますが、休学していた期間があります。授業料免除の申請は可能ですか。

一般 私費 独立

A14. はい。申請基準日時点で、休学期間を除いて標準修業年限を超えて在学していない場合は申請可能です。申請可能か確認したい場合は、学生生活支援グループ（授業料免除担当）へご相談ください。

Q15. 大学院生で論文作成のため在学期間が標準修業年限を超ますが、授業料免除申請はできますか。

一般 私費 独立

A15. はい。論文作成のため標準修業年限を超える場合は、指導教員意見書（様式7）の提出をもって、最初の半期のみ申請を認めることがあります。（大学院生のみ）

◆システム申請について

Q16. システム申請の方法が分かりません。

一般 私費 独立

もみじHP「入学期料免除・入学期料徴収猶予・授業料免除」ページの「C.申請手順 2.システム申請」から

A16. Microsoft Formsにサインインして申請を行ってください。「C.申請手順 2.システム申請」下にある「学生用操作マニュアル」を参考にしてください。

Q17. 内部進学者ですが、卒業する学生番号で自動的にサインインされてしまい、新しい学生番号のアカウントでサインインできません。このままシステム申請してもいいですか。

一般 私費 独立

いいえ。必ず申請基準日（前期：4月1日、後期：10月1日）時点の学生番号のアカウントからサインインし

A17. てください。別のアカウントで自動的にサインインされる場合は、ブラウザのキャッシュを削除する等、自分で方法を調べて対処してください。

Q18. システム申請に登録する所属・学年等は、いつ時点の状況で申請すべきですか。

一般 私費 独立

A18. 前期分の申請は4月1日現在、後期分の申請は10月1日現在で入力してください。

Q19. システム申請で誤った情報を登録してしまいました。修正は可能ですか。

一般 私費 独立

A19. はい。学生生活支援グループ（授業料免除担当）へお問い合わせください。
gkeizai-group@office.hiroshima-u.ac.jp

◆申請書類提出について

**Q20. 申請期間中に必要な証明書類が揃わないと、申請書類の提出ができません。
締切を延長していただけませんか。**

一般 私費 独立

できません。十分な周知期間をおいているので、申請期間中に全ての書類を揃えて申請してください。

A20. やむを得ない理由で間に合わない書類については、提出書類チェックリストシートの空欄にいつ頃提出可能であるか記入して、申請期間内に提出を完了させてください。未提出の書類は揃い次第、速やかに提出してください。

Q21. システム申請での登録は申請期間中に完了しましたが、申請書類を書類提出期間内に提出することができない見込みです。どうすればいいですか。

一般 私費 独立

A21. 期限の延長はできません。「システム申請」と「申請書類提出」は、申請期間内に両方とも完了する必要があります。両方完了していない場合、申請は無効となります。

Q22. 授業料免除申請期間中に、母国へ一時帰国する予定のため、申請書類を提出することができません。友人が代理で提出してもいいですか。

私費

A22. いいえ。友人による代理提出はできません。申請のしおり（P.7）に記載されている、「申請期間中に日本にいない私費外国人留学生」の手順で申請してください。

Q23. 教育実習等で大学に行けないので、友人が代理で申請書を提出してもいいですか。

一般 私費 独立

A23. いいえ。友人による代理提出はできません。申請期間中に申請者（学生本人）が持参または郵送で提出を行うようにしてください。不足書類も同様です。

Q24. 授業料免除を申請したいのですが、体調不良のため学校に行けず書類を郵送しました。書類が届いているか確認したいです。

一般 私費 独立

A24. 原則、到着確認に関するお問い合わせにはお答えできませんので、レターパックや簡易書留等の追跡可能な郵送方法を利用し、申請者自身で確認できるようにしてください。

Q25. 申請のしおりにある必要書類のうち、原本と明記されていないもの（例えば「源泉徴収票」）については、原本ではなくコピーの提出でいいですか。

一般 私費 独立

A25. はい。原本と指示がないものは、コピーを提出してください。

◆家計基準について

Q26. 授業料免除の対象となる年収の目安を教えてください。

一般 私費 独立

A26. 家計基準は、申請のしおり（P.5）に記載の「授業料免除となる家計基準の目安」を参考にしてください。

Q27. どのような状況であれば授業料が免除されますか。
就学者が多い場合やひとり親家庭の場合には免除されますか。

一般 私費 独立

A27. 就学者が多い場合やひとり親家庭の場合であっても、十分な収入があると判定される場合は免除されません。家計急変事由による申請を除いて、学力基準を満たすことも必要であり、家庭の状況だけで免除になることはありません。

Q28. 家計状況を考えると、家計基準を超える見込みです。この場合、免除申請はできませんか。
また、多少基準を超えていても免除の対象になる場合はありますか。

一般 私費 独立

A28. 家計基準を超える場合も申請は可能です。ただし、家庭に特別な事情（就学者、障がい者の有無など）がなく、目安額を大きく超えるような状況の場合は、申請しても結果が免除となる可能性は低くなります。

Q29. ローンの返済や借金がある場合、考慮されますか。

A29. いいえ。入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除の審査では、ローンの返済や借金などは考慮されません。

◆世帯構成について

Q30. 就職している兄弟が両親（申請者の家計支持者）と同居しています。
兄弟の収入証明の提出は必要ですか。

一般

A30. いいえ。学生本人・家計支持者（父母等）以外の収入証明の提出は不要です。また、就職している兄弟が両親の所得税法上の扶養から外れている場合、同居していても世帯構成員として取り扱いません。

Q31. 学生であった弟が今年4月から就職・独立し、家族と離れて生活するようになる場合、
免除申請書に記載しなくてもいいですか。

一般

A31. はい。就職により家計支持者の扶養から外れる兄弟等は、世帯構成員として取扱いません。ただし、家計支持者の源泉徴収票や確定申告書に記載の扶養親族に兄弟等が記載されている場合は、申告書（様式10）に記入例を参考に「4月1日以降、所得税法上の扶養から外れること」を記入してください。

Q32. 兄弟姉妹が予備校に在籍している場合、就学者に含めていいですか。

一般

A32. いいえ。予備校生は就学者には含まれません。家計支持者の扶養に入っている場合は、家庭調書（様式1）の「学生本人・家計支持者・世帯構成員」欄に氏名等記入してください。

Q33. 弟が今年3月末で高校を卒業し、4月から大学に進学予定ですが、免除申請時にはまだ合格が決まっていません。どのようにすればいいですか。

一般

A33. 提出する際に、チェックシート裏面 5.その他に必要な書類「世帯構成員（本人除く）に申請年4月から新しい学校に通う高校生以上の就学者はいますか」にチェックを入れてください。原則、学生生活支援グループから提出を督促しませんので、決定次第、速やかに該当する書類学生証（コピー）または在学証明書（原本）を提出してください。

Q34. 兄弟が海外の大学に通っています。提出する証明書類や、就学者欄への記入方法を教えてください。

一般

A34. 大学で発行された学生証または在学証明書及び、学士の取得が可能であることが分かる書類（大学HPや入学要項等。日本語訳も添付すること。）を提出してください。通学区分は「自宅外」を選択してください。家計支持者も一緒に海外で同居している場合や渡航予定がない場合は「自宅」を選択してください。

◆様式2～4について

Q35. 自分（学生本人）では家族の勤務状況や収入状況を把握していない場合、免除申請書（様式2）を父母が記入してもいいですか。

一般

A35. いいえ。免除申請者は学生本人となりますので、学生本人が申請書を記入してください。
申請書類を作成する際は、家族の状況を学生自身でしっかりと把握した上で作成してください。

Q36. 入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除申請書（様式2）には、具体的にどのような申請理由を記入すればいいですか。

一般

申請者（学生本人）から見た、家庭の状況を詳細に記入してください。

A36. （例）母子家庭である、父が退職した、障害のある兄弟の介護が必要で母が職に就けない、母が休職中で傷病手当を受けている、近所に住む祖母の面倒を母が見ているため働けない、父が転職を繰り返している、兄弟姉妹の入学・就職等。必要な提出書類を判断するために、時期や期間など詳細に記入してください。

Q37. 私費留学生の場合、入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除申請書（様式2）には何を記入すればいいですか。

私費

A37. 申請者（学生本人）の日本での生活状況について記入してください。日本にいる配偶者・子・父母・同居している兄弟のことについても、よく分かるように記入してください。母国にいる家族については、世帯構成員に含まれないため、記入不要です。

Q38. 収入状況等申告書（様式3）の「②給与所得」欄に母（父）の複数の勤務先を記入したいのですが、行数が足りません。どのように記入したらいいですか。

一般

私費

独立

A38. その他の記入欄を使用して「収入種類」欄に「給与所得」と「勤務先」を記入してください。（足りない場合、空いている欄へ給与所得と分かるように記入してください。）

Q39. 家計状況申告書（様式4）にある、収入の給与（家族）は何を指していますか。
日本国外からの送金との違いは何ですか。

私費

A39. 「給与（家族）」は日本に居住している家族が得ている収入金額を指します。
「日本国外からの送金」は日本国外に居住している家族から経済的な支援を受けている金額を指します。

Q40. 家計状況申告書（様式4）にある授業料の金額には、44,650円と記載されていますが、前年度に授業料が免除された場合は0円を記入しますか。

私費

A40. いいえ。基準日（前期：4月・後期：10月）から今後1年間の見込み額を12で割った1ヶ月の平均金額を記入するため、44,650円と記入してください。ただし、長期履修生等で金額が異なる場合は、各自の授業料を記入してください。

◆所得課税証明書について

Q41. 「所得課税証明書」とはどのような書類ですか。

一般 私費 独立

証明を必要とされる方の所得金額、所得控除金額及びその内訳、市県民税の税額等を証明する文書です。

A41. 市県民税は前年分の所得等から計算するため、証明の対象となるものは、当該年度の課税状況と、その前年分の所得等となります。コンビニでも発行可能である場合があります。（詳細は、当該の市区町村に確認してください。）

Q42. 市役所で「所得課税証明書」の発行を申請したいのですが、所得証明書や課税証明書等の種類が複数あるため、どれを申請すればよいか分かりません。

一般 私費 独立

発行される市区町村により名称は異なりますが、「住民税課税・非課税の有無、給与・給与外所得別の収入金額、配偶者控除、扶養控除の人数や内訳」の記載があるものを発行依頼してください。

A42. ※前期申請時は前々年、後期申請時は前年の所得（収入）が記載されているもの。

(例) 2024年度前期申請時は2022年(1月～12月)分、

2024年度後期申請時は2023年(1月～12月)分の所得（収入）が記載されているもの。

なお、所得がない場合や非課税である場合でも、所得課税証明書の提出が必要です。

Q43. 「所得課税証明書」に記載されない収入については、申告しなくてもいいですか。

一般 私費 独立

いいえ。「所得課税証明書」に記載されていない収入でも収入がある場合は申告してください。例えば児童扶養

A43. 手当、遺族年金、障がい年金、雇用保険などがあります。申請内容に事実と異なる記載や収入の申告漏れのないようにしてください。

Q44. （後期のみ該当）父（母）の「所得課税証明書」に記載の収入金額と「源泉徴収票」の金額が一致しません。提出した「源泉徴収票」の収入以外に他に思い当たる収入がありません。

一般

後期申請時は「所得課税証明書」の発行元である市区町村役場で、記載の収入金額の内訳を確認してください。

A44. 確認の結果、免除申請時に申告していない収入が判明したら、その勤務先の「源泉徴収票」等を提出してください。

Q45. 私は昨年、アルバイトをしていないため収入が無く、専業主婦（無職）の母（父）も収入が無い状況です。収入の無い場合でも「所得課税証明書」の提出が必要ですか。

一般

A45. はい。「所得課税証明書」により、「収入が無い」ことを確認する必要がありますので、アルバイトしていない場合や、専業主婦（無職）の場合であっても「所得課税証明書」を提出してください。

Q46. 収入が無いため、市区町村役場で「所得課税証明書」が発行できないと言われました。提出しなくてもいいですか。

一般 私費 独立

A46. いいえ。市区町村役場で収入が無かったことを申告手続をした上で「所得課税証明書（非課税証明書等）」の発行を依頼してください。詳しくは市区町村にお問合せください。

Q47. 家計支持者（父母等）が昨年の1月以降に転居したため、市区町村で「所得課税証明書」を発行することできません。提出しなくてもいいですか。

一般

A47. いいえ。転居前（前期申請時は前年1月1日時点、後期申請時は当年1月1日時点）に住所登録をしていた市区町村へ発行を依頼してください。詳しくは市区町村にお問合せください。

Q48. 前期申請に際し、前年の1月1日時点で海外に居住しており日本において住民票がなかったため、「所得課税証明書」の発行がされない状況です。

独立

A48. 申告書（様式10）に「該当者名、海外にいた期間、所得課税証明書が提出できないこと」を記入したものと日本にいる場合は「住民票（原本）」を提出してください。

※住民票は、世帯主・続柄・本籍・筆頭者・「世帯全員の住民票」と記載がある申請月から3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

Q49. 1月1日時点で日本に住民登録していないため、「所得課税証明書」が発行されません。
代わりに必要な書類はありますか。

私費

A49. 前年（前期申請時）または当年（後期申請時）の1月1日に日本に住民登録がない場合は発行されないため、提出不要です。

Q50. 「所得課税証明書」の代わりに「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を提出してもいいですか。

一般

私費

独立

A50. いいえ。「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書」は提出できません。「所得課税証明書」を提出してください。

◆収入について

Q51. 「源泉徴収票」とはどのような書類ですか。

一般

私費

独立

A51. 勤務先から発行される、1年間（1月から12月）に支払われた賃金の額等を記載された書類です。この書類に記載された支払金額は給与収入として取り扱います。

Q52. 家計支持者（父母等）のうち、仕事を複数している者がいる場合、全ての仕事の証明書が必要ですか。

一般

私費

独立

A52. はい。収入に関する証明は全て提出をしてください。

Q53. 家計支持者（父母等）に扶養されている別居の兄弟や同居の祖父母について、収入に関する書類提出は必要ですか。

一般

A53. いいえ。同居、別居問わず、世帯構成員の収入に関する書類は提出不要です。家計支持者（父母等）の所得税法上の扶養下にある兄弟や祖父母は、世帯構成員として申告してください。

Q54. 「源泉徴収票」と「所得課税証明書」は両方の提出が必要ですか。

一般 私費 独立

A54. はい。「源泉徴収票」と「所得課税証明書」のいずれも必要です。

Q55. 前年の「源泉徴収票」を紛失しました。また、一部の勤務先からは「源泉徴収票」をもらっていないません。
どうしたらいいですか。

一般 私費 独立

A55. 家計状況の確認のため、原則、「源泉徴収票」は提出してください。紛失した場合は、勤務先に連絡し、再発行を依頼してください。もらっていない場合も同様です。

Q56. 前期の免除申請時に「給与支払(見込)証明書（様式5）」の原本を提出しましたが、後期の免除申請でも改めて証明書を作成してもらう必要がありますか。

一般 私費 独立

A56. いいえ。同じ勤務先であれば、後期申請時は「給与支払(見込)証明書（様式5）」の提出は不要です。

Q57. 休職中の家計支持者（父母等）がいます。必要な書類は何ですか。

一般 私費 独立

A57. 休職証明書、傷病手当金、育児休業給付金等の証明書を提出してください。休職者分についても、所得課税証明書、源泉徴収票、年金等の収入に関する書類は必要です。

Q58. 年金を受給している家族がいますが、「振込通知」が実家に届いていない（または紛失してしまった）場合、
年金の「源泉徴収票」で代用してもいいですか。

一般 独立

A58. いいえ。家計支持者（父母等）が年金を受給している場合は、「源泉徴収票」ではなく、最新の「振込通知」か「年金額の改定通知」を提出してください。紛失の場合、年金の支払い元に、再発行を依頼してください。
(Web上で確認できる場合は、年金に関する通知書（電子版）を印刷したものも提出可)

Q59. 公的年金以外の「企業年金」や「保険会社の個人年金」等を受給している家族がいますが、それらを申告する必要がありますか。

一般 独立

A59. はい。申請者、家計支持者（父母等）は、公的年金以外の年金についても、必ず申告してください。

Q60. 児童手当を受給している場合、証明書の提出は必要ですか。

一般 私費 独立

A60. いいえ。児童手当の証明書は不要です。

◆就職・退職について

Q61. 申請後、家計支持者である母（父）が転職したため、収入の状況に変更が生じました。この場合、手続きはどのようにすればいいですか。

一般

独立

申請基準日以降に変更が生じた場合は、特に必要な手続きはありません。次回申請時に変更後の収入状況での申請をしてください。

A61. ただし、申請日から基準日までの間に変更が生じた場合は、申告書（様式10）に変更内容を記入し、変更後の書類と併せて速やかに提出してください。

Q62. 家計支持者（父母等）が昨年の1月2日以降に転職した場合、どのような書類が必要ですか。

一般

独立

退職した勤務先の「源泉徴収票」と退職したことが分かる書類（退職日が書いてある源泉徴収票、離職票、

A62. 雇用保険受給資格者証等）と新しい勤務先の給与支払(見込)証明書（様式5）（原本）と新しい勤務先の「源泉徴収票」が必要です。

Q63. 前期申請後、6月に家計支持者（父母等）が退職し、無職になりました。結果発表はまだ行われていない状況ですが、申請内容を変更することは可能ですか。

一般

独立

前期申請は4月1日現在を基準とするため、基準日以降に生じた変更については、次回申請時に申告してください。ただし、家計急変申請（申請のしおりP.14記載の事由Cの離職理由コードに該当する場合に限る）に変更する方は、時期によっては審査結果発表に間に合わない理由から受け付けられないことがありますので、速やかに学生生活支援グループ（授業料免除担当）に相談してください。

A63. なお、家計急変による申請の場合であっても、通常の申請と同じく申請書類を提出していただき、審査の上で授業料免除を判定します。必ず免除になるわけではありません。

Q64. 退職について、前回の免除申請時に「源泉徴収票（退職日の記載があるもの）、離職票、雇用保険受給資格者証」がなかったため、元の職場に作成してもらった「退職証明書」を提出しましたが、次の免除申請でも新たに証明書を作成してもらう必要がありますか。

一般

独立

いいえ。前回の申請時に退職が確認できる書類を提出済みの場合は、再度提出する必要はありませんが、申

A64. 告書（様式10）に「退職者氏名・勤務先名・退職日・退職証明書をいつ提出したか」を記入して提出してください。様式10の提出がない場合は、退職証明書の提出を求める場合があります。

Q65. 私（申請者）は、今年3月に非常勤講師を退職し、翌月からアルバイトを始めました。どのような書類が必要ですか。

一般

私費

非常勤講師の源泉徴収票と退職したことが分かる書類（源泉徴収票に退職日の記載があるもの、離職票

A65. 等）が必要です。4月から始めたアルバイトの証明書類の提出は不要ですが、収入状況等申告書（様式3）に記入をしてください。

◆奨学金について

Q66. 日本学生支援機構貸与奨学金と大学を通じて採用になった企業系財団等奨学金を現在受給しています。
この場合、どのような書類が必要ですか。

一般

独立

いずれも収入状況等申告書（様式3）に記入し提出してください。

A66. 日本学生支援機構奨学金（給付・貸与）は、証明書類の提出は不要です。企業系財団等奨学金については、奨学生証や採用通知等の「受給者氏名・受給金額・受給期間」の記載があるものを提出してください。

Q67. 大学を通じて採用になった奨学金ではなく、直接応募により採用された奨学金を受給しています。
所持している採用通知書等に受給金額の記載がない場合、どうすればいいですか。

一般

私費

独立

A67. 採用通知書とあわせて募集要項、奨学生のしおり、奨学金規程等の受給期間と受給金額が分かる書類を提出してください。

Q68. 奨学生証はもらっていないですが、現在奨学金を受給しています。メールで採用結果や受給開始を通知されました。この場合、何を提出したらいいですか。

私費

A68. メールを印刷したものを提出してください。「受給者氏名・受給金額・受給期間」の記載がない場合には、募集要項や通帳などをあわせて提出してください。

◆賃貸契約書について

Q69. 留学生が日本人とルームシェアする場合は、在留カードの代わりに、何を提出すればいいですか。

私費

A69. 賃貸契約書に同居人として氏名の記載がない場合は、同居人（日本人）の住所が分かる書類を提出してください。（例：住民票、公共料金のはがき等）

Q70. 今、住んでいる物件は賃貸契約書を交付していません。
賃貸契約書がない物件の場合、どのようにすればいいですか。

私費

A70. 賃貸契約書がない物件の場合は、居住証明書など、住所・賃借人名・賃貸人名・契約期間・家賃・入居書が分かる書類をご提出ください。ただし、状況に応じて追加で書類を求める可能性があります。

◆入学料・授業料の納入について

Q71. 前期授業料免除の申請をしましたが、4月に授業料の振込用紙が郵送で届きました。授業料免除の申請が通らなかったということですか。このような場合、記載の期限までに授業料を納付しなければなりませんか。

一般

私費

独立

A71. いいえ。振込用紙は免除申請をしている場合、納入は猶予されますので、Myもみじ個人掲示で結果発表があるまで納入しないでください。一度納入した入学料・授業料は返還できません。また、振込用紙は免除結果が出るまでの間、大切に保管してください。

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/nyugaku/gakuhi/jyugyoryo>

Q72. 入学料・授業料免除申請の判定の結果、入学料・授業料の納入が必要になった場合の支払方法について教えてください。

一般 私費 独立

A72. Myもみじ個人掲示で結果をお知らせする際、入学料・授業料の納入方法等に関する案内も掲載しますので、各自で確認の上、案内の指示どおり納入してください。
振込用紙は、学資負担者連絡先のご住所に発送します。振込用紙が到着しましたら、納付期限までに納入手続きをしてください。

Q73. 授業料免除申請の結果発表後の納入期限を教えてください。

一般 私費 独立

結果発表後の納入期限は例年、以下の日程です。(年度により異なる場合もあります)

A73. 【前期】結果発表 7月末・納入期限 8月31日
【後期】結果発表 12月末・納入期限 1月31日

Q74. 授業料免除申請の結果が「不許可」でした。前年度は「半額免除」だったため、授業料の全額の納入を想定しておらず、指定された期日までに支払いができるかどうか分かりません。どうすればいいですか。

一般 私費 独立

A74. ご所属の支援室にご相談ください。<https://www.hiroshima-u.ac.jp/inquiry/faculties>
本制度は、予算の範囲で免除を決定しますので、過去の結果が異なる場合があります。

Q75. 免除申請の結果が不許可でしたが、授業料の支払い期限を延長してもらうことは可能ですか。

一般 私費 独立

A75. 指定された期日までに納入が難しい場合は、ご所属の支援室にお問合せください。
<https://www.hiroshima-u.ac.jp/inquiry/faculties>

◆申請取下げについて

Q76. 申請を取り下げたい場合、どのような手続きをすればいいですか。

一般 私費 独立

A76. 学生生活支援グループ（授業料免除担当）へ連絡してください。
申請を取り下げた場合、取り下げを撤回することはできません。

Q77. 前期授業料免除を申請したが、5月1日から休学することになりました（後期授業料免除を申請したが、11月1日から休学することになりました）。必要な手続きについて教えてください。

一般 私費 独立

A77. 学期途中に休学する場合、授業料免除を申請することはできないため、取下げ手続きが必要です。
学生生活支援グループ（授業料免除担当）へ連絡してください。

◆その他

一般

独立

Q78. 特殊な事情により、書類を揃えることができないため、それを説明したいです。

A78. 申告書（様式10）に事情を詳細に記入し、他の申請書類と一緒に提出してください。様式10には、書類を提出できない理由が分かるように、可能な限り詳細に（差し支えない範囲で）記入してください。また、特殊な事情が確認できる書類、根拠となる書類を必ず提出してください（例：公的機関の証明、第三者からの意見書等）。

必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。事実確認ができない場合には、不備・不足書類が発生し、控除が受けられなかったり、申請が不許可となる可能性があるため、必ず対応をしてください。

Q79. 今年（2024年度）入学した日本人学部生です。入学前にA様式1の「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を提出しましたが、システム申請等も行う必要がありますか。

A79. いいえ。2020年度以降入学の日本人（永住者等含む）学部生は、大学独自の授業料免除の対象者ではありませんので、「システム申請・申請書類提出」を行う必要はありません。A様式1提出後の手続きは、以下HPをご参照ください。

もみじHP > 経済支援 > 入学料・授業料免除 > 高等教育の修学支援新制度
https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/post_65.html